



高橋司法書士事務所

〒132-0003

住所 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2 階

TEL (代表) 03-5664-2332 Fax 03-6323-4839

TEL 03-6310-1878

URL <http://www.takahasi-office.com/>



## コラム



### 「一日坊主で終わった」

匂い立つ新緑の中、走ってみた。65歳を過ぎると運動能力が著しく低下し、マラソンや今はやりのトレイルランニング等は理解不能という私にとって最も縁遠いことですが、少し走ってみた。テレビで見た「走ると悩みが解消する」「思考能力を高める」みたいなことを鵜呑みにして…(ハハハ～)

近所に野鳥観察所や運動公園があるので散歩やジョギングしている人がやたら目立つ。

後ろから走ってきた人に追い抜かれるれるのもイヤで、つられて走ってしまった。

と言っても、ちょっと走って、だいぶ歩くみたいな。心臓バクバク、口から飛び出しそうになりながら、トータルでも10分程度、悩みも解消せず、思考能力もどうか？はたから見れば、好いオッサンが、よたよた走ってる(歩いてる)しか見えないかもネー、

こんなに体力が無かったはずではなかったのに、やはり、寄る年波には勝てません。

もちろん、一日坊主で終わり、やはり、散歩だけにしよう。

二 戸 裕

## 債権回収シリーズ

### Q1 手形債権でも相殺できる？

A 取引先が振り出した手形を所持している場合、その取引先に対して買掛金があるときは、その所持している手形で相殺することもできます。

但し、①手形の支払期日が到来していること、②手形を取引先に見せる(呈示する)こと、が必要です。

手形による相殺の方法は、手形金額よりも買掛金の方が多い場合には(例えば、手形金額 300 万円、買掛金 500 万円)、手形金全額が相殺の対象になるときは、手形に「相殺済」と記載して手形を取引先に交付します。こうすることによって、買掛金 200 万円だけが残ることになります。

これに対して、手形金額の方が買掛金よりも額が大きい時(例えば、手形金額 500 万円、買掛金 300 万円)は、手形金額の一部だけが相殺の対象になるので、手形を取引先に交付するわけにはい

きません。

この場合には、手形を取引先に呈示したあと、「手形番号〇〇〇の手形金 500 万円のうち、金 300 万円について相殺済」などという書面を交付して、手形自体は残りに 200 万円の支払いを受けるまで自社で保管しておきます。

なお、取引先が自社が振り出した手形を所持している場合には、自社の取引先に対する売掛金で相殺することも可能です。

但し、取引先から手形の返還を受けなければならないので、実際には、取引先との相殺の合意ができなければ相殺できません。

## Q2 相殺は制限される場合がある？

A 相殺禁止特約がついている場合や、不法行為に基づく損害賠償債権については相殺が禁止されます。これ以外にも、破産法、民事再生法、会社更生法などで相殺が禁止されている場合があります。

それぞれの法律により、いろいろな場合が規定されていますが、一言で言えば「取引先が倒産状態にあることがわかっているのに、債権者があえて債務を負担した場合には相殺は認めない」ということです。

従って、取引先が倒産状態に陥っていつ時期に債権者が買掛金を作って相殺するという方法は、認められないことがあります。しかし、取引先が破産、民事再生、会社更正といった法的整理手続きに入らなければ、これらの法律による制限は受けません。

## Q3 所有権を取得時効した場合、既存の抵当権に影響ある？

A 所有権を善意、無過失で 10 年間占有した場合、又はそれ以外では 20 年間占有した場合には、時効を援用することにより所有権を取得することができる。

その反射的効果として取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権はこれによって消滅する。(民法 397 条)

少数説は、この規定は、債務者、抵当権設定者以外の者が、抵当権の存在について善意、無過失の時は 10 年間、それ以外の時は 20 年間占有することによって抵当権が独自に消滅する規定と理解する。

この見解によると、善意、悪意は抵当権の存在がその対象となり、登記制度が整備された現在においては、契約を原因とする占有開始の場合にはおよそ成り立ちにくいとされる。

これに対して、通説・判例は、抵当不動産について取得時効に必要な条件を具備した占有をしたときは、取得時効が原始取得であることの反射的効果として、時効完成前に登記された抵当権は消滅すると理解する。

従って、民法 397 条は、債務者、抵当権設定者に対する関係でこの反射的効果による抵当権の消滅を制限した規定と位置づけられることになる。

これを実務の視点で考えてみると、抵当権を設定しているからと言って安心できず、定期的な物件の占有状況の確認、境界の確認等が必要になってくる。

[参考となる法令等]

民法 397 条

大判昭 15.8.12 民集 19.1338

我妻・新訂担保物件法 423 条



※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主に→過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き